



2019年3月15日

会社名 北沢産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 光行
(コード番号 9930 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 石塚 洋

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社に対し提起されていた損害賠償請求訴訟について、以下のとおり、2019年3月11日付けで和解が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、株式会社アトリエリーブから、2017年1月12日付けで東京地方裁判所において、株式会社アトリエリーブが当社に発注した新工場の内装工事等の履行期日が遅延したことにより営業機会損失が生じた等の主張により、損害賠償金 229,362 千円の支払い及び株式会社アトリエリーブの当社に対する支払義務 61,721 千円の不存在確認等を求める訴訟の提起をされました。

裁判において当社の考えを適切に主張してきましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、本件の早期解決が望ましいと判断し、2019年3月11日付けで和解することといたしました。

2. 和解の相手方

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 商号 | 株式会社アトリエリーブ |
| (2) 本店所在地 | 東京都品川区東大井一丁目8-3 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 日比 猛彦 |

3. 和解の内容

和解金は1,000万円であり、訴訟費用は各自の負担となっております。

4. 今後の見通し

2019年3月期第4四半期において1,000万円の損失を計上する見通しであります。

なお、連結業績予想につきましては、他の要因も含め現在精査中であり、業績予想の修正が必要な場合には改めて開示致します。

以 上